

模擬裁判評議

評議室 B (裁判員 4 名 : 裁判官 3 名)

R1 - R3 裁判官

A - D 裁判員

R1 弁護士の R1 です。先ほどのくじ引きで、いちおう裁判長のくじを引いてしまいましたので、とりあえず今日の司会を果たしたいと思います。よろしくお願いいたします。

お聞きになったようなことです。結局、基本的に共同謀議が成立したかどうかをどう理由付けるかということで、事実認定の問題に帰着すると思われま。そのあたりから皆さま方からまず発言いただきまして議論していきたいと思われま。よろしくお願いいたします。

D 私は結論から申しますと有罪だと思われま。理由は、同棲生活 4 年半ということと情があったということとございましけれども、殺害現場をそのままにして、翌日ゴルフに行ったということも解釈のできないところですし、鍵を渡して 1 週間ぐらい何もそのことに関してしなかったことやいろいろな状況判断からして、私は有罪だという結論に達しりました。

R1 自分がそれに関わっていないという説明の展開というものが、いろいろな状況から見て不自然だという、そういう印象があるということですね。

では次の方。

C 私も共同謀議はあったと思われま。最初の出だしですが、三枝さんですか、その人が信用したかどうか知りませんけれども、「殺してくれない」とか言ったことは事実ですし、それがこの話の発端になっていると思われま。三枝が実際、殺意が本格的にあったというのは、8 月 20 日の稲本に話した線から出たと思われま。ただ、合意と言いますか、その意思が生じてきたのはその言葉からだろうと思われま。被告人の中野郁恵の行動に関して、鍵を渡したとか、殺人現場にいて事後の処置を何もとっていないということは、いちおうそれを合意していたと捉えられますので、謀議はあったというふうに解釈しております。

B 私は全く無罪ではないと思われまが、動機があまりはっきりわかりません。消極的に、こうなればしかたないというか、山口さんが殺されてもいいという、自分の中での承諾はあったかもしれませんが、稲本の証言の中で、この女性が共犯であるということは三枝さんの話の中にも出てきていないというような証言がございまし。合図の件ははっきりしませんが、鍵を渡したのはいかにもそういうものがあるのかなと思われま。ですから、消極的な参加というか、そうなればしかたないというようなところはあったと思われまけれども、それほど強い動機はちょっと見えてきません。これをどう表現していいのかわかりませんが、そういうことです。

A 最後、被告人が、カワグチが失踪したあとに、自分がバレないために警察にも連絡しなかったとかいうのは全部、普通、自分が本当にバレないためにする行動ではないので、信用できる供述を被告人がしているとは思えなかったからです。それと事実として、合鍵を渡して、しかもそれを渡した人物が、山口が住んでいる家の場所を知っているということもあったようです。あとは合図も、自分が何もしなければそれが殺害の合図になってしまうというこうとまでわかっている話をしているので、十分共謀の考えがあったということで、有罪であると。

R1 B さんの話の中に、動機が不十分ではないかというご指摘がありましたね。

B そうですね。いま聞いた範囲では、殺すほどの理由がないのではないかと。

R1 その点、他の方はいかがですか。

A 4 年半暮らしていて途端に殺そうと思ったことを動機と考えるなら、確かにおかし

いと思いますが、4年半の間、殺してくれる人物がいなかったというのもあるし、もしかしたら、殺してくれるという人物が現れたことで動機が……。 「いなくなればいい」という考えが出てくるのは当然だろうと思います。

R1 動機として考えられないことはない。こういうことですね。

A はい。

R1 殺人犯における動機というのは重要な意味を持つというので動機犯という言い方があります。動機犯である以上はやはりそれなりの動機がなければ、少なくともほかのことについてはその辺の動機がはっきりしていないと、なかなか有罪にはできない。直接的な動機が、Bさんのご指摘のように弱い。ではなぜそこに入ったのかということの説明をしていかなければいけない。そういった面で動機を見直していくと、押さえていくと、殺人罪の有罪の動機としては弱い。ちょっと唐突な感じがしました。

R3 ではなぜこのときだったのかということの説明があれば、説得性が十分かなと私は思います。何でこの時機なのか。いまAさんのほうから、山口を殺してくれる人物が現れたからという説明が一つ出ましたが、これでみんなを納得させられるかどうか。そういう観点から考えて、無罪だと思いました。

R1 R2さんはどうですか。

R2 女子従業員との性的な関係が出てきましたね。あの時期が7月の23日というふうに出ています。被告人と山口とに情交関係があり、それまでいろいろ暴力とかはあって、最終的にはその女子従業員との関係が一つのきっかけになっているようなストーリーであったわけです。7月23日ではなく13日ですね。平成13年7月13日に朝倉との件が発覚した。その時期にそういう話があった。女子従業員ですね。だから、7月13日の件が一つのポイントになって、それまでのいろいろな暴力の点とかがここでまさに殺人というところまでの動機に昇華していった。そういう説明であったわけです。

そういうきっかけであると検察官のほうは立論しているのかなと思いましたが、それだけで本当に殺人という動機まで行くのかどうか。先ほどBさんからお話があったように、積極的に自分自身だけでやっていこうというところまでの動機には結び付かないのではないかという気もします。検察官の冒陳から論告を見ていると、何か被告人が主犯で、自分自身が物凄く殺害の気持ちがあって、その意思を実現するために三枝達を利用したようになっているのですが、その動機の程度というのは、例えば三枝のほうも自分の土地に担保に入れられるという物凄い危機感があった。その凄い危機感とか、そのうま味とかいうのを利用したという面もあるだろうし、立場的に相互に補完し合っているような……。

だから私の考えとしては、被告人中野郁恵が物凄く積極的で、主犯格でガンガンやったというよりは、三枝のほうにもある程度相当の気持ちがあったのではないかというのがあります。ただ、先ほどのBさんのお話は私も納得できる面がありますが、何か相互にそれぞれあって、それが合わさってという感じです。しかも、私が補充質問で聞いたのも、9月8日が殺害の実行日になった理由がわからないと言っていたのですが、その日に山口さんがコスモス信用組合と話をして、三枝さんの土地に担保が付くという話をするようになっていた。それを中野さんは知っていたわけです。だから、三枝さんの恨みの気持ちも相当知っていて、しかも合鍵を渡している。そういうところを利用している面もあるのではないかという気もしたのです。

動機の点は確かに、情交関係がどこまでとか、恨みつらみがどこまでとかというのは、今日の被告人質問の中ではあまり出てこないような気はしました。

B 私も、例えば三枝さんと被告人が情交関係にあるとか、別な面があるのであればまた違ってくると思いますが、あれは単に話を聞いて、片方は長年の恨みで、実行するかどうかはわからないけれども、そうなっても構わないという、あまり信頼性を置いていないような感じで……。ただ、はっきりそれをやめせるという気持ちはなかったということです。ですから、いまおっしゃったように、この人が主体になってということを実証するのは弱過ぎるのではないかと。端で見ていて、転んだほうがいいほうに転んでしまったと思っているのではないかと気がします。

R1 検察官の立証の論点としては、結局その動機の点についても、被告人と被害者との間の男女関係の実体については、少なくとも今日出てきた証言の中では具体的なものに突っ込んだ立証が行われていないという点は問題だと思えますね。そういう点で、Bさんがおっしゃるような動機にもちょっと引っ掛かる点が出てきます。たぶん、自分で実行犯として関わったことを認めている三枝という人は、彼が行う犯行の動機としては、山口に利用されて自分が想定したことと違ったことになってしまった。言うなればうまく利用されてしまった。むしろ利用されたという気持ちが、彼をして犯行に駆り立てている。それは他の共犯者である稲本という、被告人の供述でも裏付けられていますね。ただご指摘があったように、稲本の証言の中には、共通部分の証言の中に明確には何も出てきていなかったでしょうか、ちょっと私はいま記憶している限りでははっきり出てきていない。これは実際の裁判の記録でもう一度証言を確認していくのですが。

そういった面で印象で申し上げますと、先ほどのご指摘にもあったように、かなりその辺の問題がある。犯罪の動機として、三枝のほうについては現実の実行犯で、しかもその犯行においてはこうだという点が明確に出ているわけです。そういうことと被告人の動機との結び付きがはっきりしない。そこらあたりをどう説明するかがもう一つあります。

確かにBさんがおっしゃったようなことから、実際には共謀の犯罪の実行計画というものを具体的に話し合っ、しかも犯行に必要な犯行場所の鍵を、自分が保管していた鍵を渡したというような、そういう客観事実、間違いのない事実として立証されています。これは被告人側も否定はしていません。相当具体的な、かつある意味では詳細な犯罪実行の打ち合わせが行われた事実は否定しないけれども、それになぜ加担していったのかという点についてはやはり、被告人の犯行という意味では山口に対する不信で、ある意味ではそこから逃れたいという面があったかどうかが問題です。そういったものがいちおう考えられるとすれば、三枝のそういう犯行動機として結び付いたということは、先ほどのBさんのご指摘通りかなという気もするし、この場合、この時点の犯行動機の背景に結び付くといっても、案外そういうものなのかなとも思います。

被告人の、「やっちゃんおうか」でしたか、「やっちゃんしかない」でしたか、どういう表現でしたか、そのところの発言が、三枝の犯行動機に結び付けた言葉として出てくるのかどうか。その辺については検察官の指摘の中にあるのですが、三枝が犯行を働き掛けるときに、犯行に協力するとは思えない、現実と同棲している被告人に三枝のほうから持ち掛けるだろうか。それを常識的にどう考えるのか。もし三枝が、もともと犯行のきっかけを考えて企画し、そして被告人に持ち掛けたのだというなら、では被告人になぜ持ち掛

けたのか。そこらあたりをどう理解するのか。そのあとも被告人にいろいろ話していることは間違いない。なぜ三枝が被告人にそういう話を持ち掛けたのか。その背景、理由をどう理解するのか、どう考えるのか。そこは解明されていない。

A 同じく山口を嫌っている仲間として、やはり山口の悪口を言う相手を見つけなければ。

R1 普通なら被害者に対して殺意を抱くような関係ではない人に、被害者が結び付きの強い男女関係にある人に殺人を持ち掛けるということは、通常、考えられないでしょう。だからそこは、なぜ殺人を持ち掛ける素地があったと見るのか。やはりそこには、被告人と三枝との日常的な接触、あるいは被告人と被害者との間の、三枝と被害者らの日常的な関係、男女関係そのものを見て話をすればそれを受け入れる素地はあるということ三枝が見たからやはり、それを話し掛けているというふうに見なければいけないわけです。ただ、「やっちゃおうか」という言葉がどういう過程で出てきたのかというのは、本当はもう少し議論していかなければいけない内容かと思いますが、今日のところでは、「やっちゃおうか」という言葉が突然出てくるわけです。ではどういう過程の中で「やっちゃおうか」という言葉が出てきたのかというのは、もっと突っ込んだ議論が行われなければいけない。実際の裁判では、そこは相当深く突っ込んでいくと思います。

R2 愚痴を言い合っていたということ自体は、検察のほうからも弁護側からも出ています。先ほどAさんがおっしゃったように、お互いに被害者を敵視しているという共通する感覚があって、そこでポツと「やっちゃおうか」と言うのだいたい意味が通じ合う。そういう関係にあったと思うんです。ただ、いまお話があったように、その「やっちゃおうか」という言葉がどういう場面で出てきたかというのはなかったですね、今日の中では。

B 話の前後がわからない状態で、どういう話のやり取りの中でというのは……。その内容のやり取りによってはそれに似た言葉は出る可能性もありますので、その言葉だけを抜き出してというのは無理があります。

R1 私も証言だけを聞いていて、水掛け論的に言った言わないとかいうところが出てきて、それを裏付ける必然性とか、客観性とか、合理性とか、そういう点を入れる余地もないほどははっきりしていないんですね。だからそこは、言ったとか言わないとかいうのは迂闊に判断しにくいところがあります。

C お互いに愚痴を言っていたというのは、「やっちゃおうか」という言葉が出たあとから、お互い山口について切り出したという発言。その以前はそういうことはなかったわけです。ただ、中野のほうがいろいろ三枝の話を聞いて、結局、「やっちゃうしかないんじゃない」というような話になったのだと思うんです。

R1 だから、その辺のいきさつがはっきり出てこないわけです。どういう過程でそう言ったのか、もうひとつ具体性に欠ける。

R2 動機についての推理を出しましたがけれども、中野、被告人のほうの決断のいちばんのポイントは、7月の女子従業員との関係というふうに検察官の主張は出ているわけです。それが7月の13日ぐらいだった。公訴事実上は、殺害をほのめかしたのは8月の17日ごろと言われているんです。そうするとその間に何らかの変化があった。被告人が山口に対してどういうことを思っているのかとか、そういうのが出ていてもおかしくないのかなという気はするんですね。それは明確には出ていなかった。

逆に三枝のほうは、被告人が山口に対してどれぐらい感情を持っていたのか。その認識についてはあまり触れていなかったような気はします。少なくとも恨んでいるんだろうとか、あるいは女子従業員のことはパチンコ屋の中での出来事だから、そういうのがおそらく三枝の耳に入ったりしているだろうし、同棲している被告人が山口に対して恨みを持つだろうとか思っていたとしたら、その辺の認識はだいぶ共通しているのかなという気はします。

R1 普通ならもっと山口、被害者の人格立証が行われるのが普通です。まあそれはそれとして、とにかく動機だけの問題です。いずれにしろ、そういう背景、状況を考えて具体的な殺害計画の話に入って行ったことは、客観的事実として証言されているし、異論はないですね。

B 私が聞いた範囲では、具体的な殺害計画は三枝と稲本証人の2人の間で決められたわけです。ただ、必要不可欠である鍵を渡したのは確かに本人なんです。それが殺害計画に入るのであればそうなのですが.....。

R1 もちろん入るんです。

B ただ、殺害方法とかについては、聞いた範囲では一切関わっていなかったような気がします。

R1 そうなのは実行犯に任せて.....。

B いや、何度も言いますが.....。

R1 被告人自身が直接これに手を加えるという計画を持っているということにはなっていない。

B それと、仲間内は3人なんだという認識はなかったように聞こえます。

R1 3人ではなくても、三枝の話から、三枝プラスアルファであるということは見えてくるでしょう。

B そうですね。

R1 共犯の成立の関係で、3人が直接一緒に話し合わなければ3人の共謀が成立しないということではありませんから、法律的にはそれを通じてさらに、そして結果として全体の共謀が成立という意味では可能です。そういう点では、三枝という人を通じて、稲本と被告人の間は犯人の共謀性は出てきますし、殺害の目的という点も一致している。そういう点では、何人で共謀したというというのは、法律的に問題点はないと思います。ただ、その謀議的なものが、具体的な話として3人がそういうものに関わっていった。そういうものが客観的に出てきたことは証明されているわけですが、もう一つ論点になっているのは、被告人がそういう話は荒唐無稽な話として信じた、「実際にそんなことが行われるとは思わなかった」という言葉が、世間的に考えてはたして信用できる弁明なのだろうか。これがこの事件の一つのカギになっています。被告人の弁明、弁護人の無罪の弁論の背景にあったものというのはまさにそこになってくると思います。そのあたりはどう理解するかという点はきちっと合議しておかなければいけないと思います。

A 三枝が真面目な人間であることを被告人は知っていたみたいですし。

R1 そうですよ。

A その中でも、けっこうしっかりした計画になっていて、それなりに時間、も決まって、場所も決まっている計画を、冗談でそこまで真面目な人が話すかどうか考えれば、や

はり計画が本当に行われるであろうと。本当に三枝の話がいやで、しかたなしに鍵とかを渡すだけであつたら、本当の合鍵ではなくても別の合鍵でも渡しておけば、本当に来ないと思えば、それで済む話であつて。本当のカギを渡している時点でやはり、殺して欲しいという動機があつた。

R2 いまのAさんの話の中で2点のポイントがありました。三枝が非常に真面目な人間だつた。犯行の実行を担っている以上、三枝は非常に明確に殺害ということを意識しているのではないか。それを被告人が認識したのではないかという話でした。そうすると、決意するのは30日ごろですか。8月の30日ごろに実行日という話を、そこから切り出す。

それともう1点、実際の合鍵を渡さなくても別の鍵を渡せばいいのではないかという話がありました。それが9月4日ごろということですね。Aさんのお考えだと、三枝は犯罪を実行すると被告人がはっきり認識したのはだいたいいつごろになりますか。

A 合鍵を持って行こうとした時点で、もう確定していたという。

R2 最初の段階からだいぶ日にちが離れているんですね。ほのめかし、謀議があつて、実行日決定があつて、合鍵を渡している。その段階があるので、その間に認識が変わっていてもおかしくないという気がします。だから、例えば被告人が言うように、最初は冗談だと思つたとかいうのも、最初の段階ではあり得るのかなという気もします。Aさんがおっしゃつたように、実行日が決まり、さらに鍵まで渡したということで、徐々にはっきりしてくるといふこともあり得るのだらうと思います。

C ただ、殺意があるのかどうか。その方法は先ほど出たように、共謀共同正犯、それに殺意があつたかどうかというのね。暴力を受けていたとか、浮気をしたとかいうのが、実際に殺意が起こるまでになるのかという、ね。

R1 だから、動機の点については、確かにそこは……。それ自体を見れば逡巡はないというのは皆さんそうお考えだけれども、現実にその後の流れからしていくと、そういう殺害の話の具体化が進んでいる中で鍵を渡したり、少なくとも犯行に同意している。しかも、犯行時における殺害についての合図の点についても、障子のどうのこうのという点は聞き流したと言ひながら、具体的な話として出てきたこと自体については特に争ひがない。そういう感じで、殺害についての具体的な計画の話が出てきていることには間違ひないです。それを真摯なものとして受け止めたか、荒唐無稽として受けたかは別として、被告人がそれに関わつて鍵まで渡したと言っていること自体については、ほぼ間違ひのないことでしょう。

そういった面においては、問題は、否定している根拠というものが、三枝から示された犯罪の実行に組織が絡むという、裏社会の話が出てきたということです。そういうことから、みんながそういう荒唐無稽な話は聞き流した。そういう聞き流した話が実際に実行されるとは思わなかつたということと、鍵を渡したとか何とかということとがどうして結び付くのか。そういう疑問が一番出てくるわけです。

だから、動機の点については、それ自体から見ると、確かにいちおうの疑問は残るにしても、その後の犯行計画の推移、それから現実の行為を見ていったときには、弁護人も指摘しているように、それが本当に実行されると思つたのかどうか。そのところを解明することによって、動機の問題も自ら解消するといふような気がしないではありません。どうですか。

R2 先ほどのBさんの話ともちょっと関係すると思いますが、要はこの人自身が動機という点でどこまであったのか、その度合いというか、濃い薄いがあると思うんです。この人自身が積極的に、いまにも殺してやろうという気持ちはなかったかもしれない。先ほどの先生の話と関係するのですけれども、荒唐無稽だと思っていたが、徐々に合鍵を渡したりすることでけっこう具体化してきて、三枝が本当にやるんじゃないか、殺すんじゃないかと思ったときに、それをある意味で手助けしているというか、鍵とかを渡しているわけです。そうすると、荒唐無稽ではなくて、殺害というのが本当にあり得るんだと。そう思ったときに、殺害されてもしょうがないというか、おそらく、殺害されるなら殺害してもらったほうがいいという感覚にもなっているんでしょうね。そうすると、少なくともその程度の動機は何らかあったはずなんです。動機というか、誰かやってくれるのだったらやってもらって殺されたほうがいいというところまでは、認容というか、あったのではないかと思います。

だから、動機の点も、その程度の動機はあり得るのではないかと思います。積極的に何日に殺そうということがなくても、「誰かやってくれるのだったらそのとおりやもらったほうがいい」という程度の動機は、今日はなかなか出てきていないのですが、情交関係とかその他を見るとあり得るかなと思います。

R3 私はいちおう無罪を検討していいのではないかと考えています。確かに鍵を渡した点とか、そのあとに犯行を警察に通報していないとか、大きな不信な点として挙げられると思いますが、では実行してもらおうと思ったときに私ならどういう手伝いをするかなと考えてみました。そうすると、鍵は渡さなくても開けてあげてもいいかなと。あるいはいつどうやってやっていくか検討していく中では、それこそ自分なるべく手を汚さないでとか、自分にも有利なようになりたいとか、そういう気持ちは誰にでもあると思うんです。殺して欲しいと思えば、自分だったら話に加わっていくのではないかと。そういう目を見たときに、本当に殺して欲しいと思っていたわりには、被告人は関わりが非常に弱い。

R2 そうです。先ほどの僕の立場と逆の立場になりますが、要はここで殺すという計画ではないんですね。ここで殺害されたという場面を残さずに、死体をどこかに持って行こうということになっていたのでしょう。そうしたら、別に合鍵を渡さなくても、開けておいて中でやっちゃって、それを持って行くということでもよかったのではないかと。合鍵を渡す必要がなかったというのは確かなんです。

R3 ええ、そうかなと。協力するにしても、たぶん自分の家の鍵を渡すのはいやだというのは共通してあると思います。ただ、実際には渡っているんで、どういうふうに判断して渡したのかわかりませんが。

R1 だけど、鍵を渡したというのは全然否定していません。

R3 それはそうです。

R1 それをどう見るかというのは、それをどう現に評価するかということですから。

B あれは説得性はないのですが、理由というのはいろいろ表現の仕方があると思います。渡したことが事実ならそれは変えようがないのですが、ただ、本人が何もやっていなかったときはいろいろな言葉を用いて説明しないとダメなので、そんなに強い意思はなくても、ああいう言葉も出てくるかなという気はします。最初から私が言っていますように、死んでもいいというのが全くなければもっと違う行動に出たと思うんです。この人

は何もやっていないわけですから、積極的ではなく消極的な加担ではあったと思います。物凄く積極的に「殺してくれ」ということはなかったんじゃないかという気はします。ですから、鍵を渡したという事実はいつまでも残るので、それをどうにか証明しなければいけないから、よく聞いてみるとわからないような理由を言っているのではないかと思います。

R1 だから、殺人の積極性という部分では、やはりそれをどうしても否定できないというところがその辺にあるのだらうと思います。それはそれなりの見方ということですね。

R2 一つの案として、手伝ったという事実はあるから従犯である。三枝が殺そうとしているのを手伝ったに過ぎない。そうすると動機の点は解消することができるわけです。つまり本人自身は殺害の正犯としては実行していないけれども、三枝が殺そうしているのを手伝った面はある。そういうことでも従犯ではありますよね、案としては。

B 手伝う理由というのが、本当だったらもっと詳しい話があるのではないかという気がします。

R1 どっちにしても、被害者殺害に向けての被告人と三枝との間の話が行われたという形は証拠上、明白になっているわけですね。しかし、「荒唐無稽なことだから本当に行われるとは思わなかった」といくら言っても、何月何日の何時という打ち合わせまではっきりしておきながら、実際にその日に実行されると思わなかったというのは、その言葉の性質上、本当に世間一般の人を納得させることなのか。それが一つあります。三枝からの愚痴を聞きたくないために、何となく流れの中で鍵を渡したみたいな言い方をしているわけです。しかし荒唐無稽なことが、鍵を渡し、殺害が実行される可能性があるという話が現実に出てきていれば、その日に実際に犯罪が行わないようにする。犯罪の発生を止めたいのであるならば、止める作用というのが普通の人の行動ではないですか。それも一切何もやっていない。しかもやらなかった理由として、「荒唐無稽な話なので実行されるとは思っていなかった。その日にそういう話をしたこと自体も自分の思考の中から消えていた」というような弁明が通るのかというのはありますよね。そこらあたりはいかがでしょうか。今までいろいろ議論をしたわけですが、Dさんは、ご意見がありますか。

D 被告人の行動を考えるとその弁明はどうしても不自然で、すぐには信用できないですよ。

B Dさんの考えとしては、実際に殺害についての共謀はどの時点で設立したという感じなのですか。

D 8月17日の殺害予告があって、殺害計画がありましたよね。あと、事務所の鍵を渡している。あのあたりの感じです。

R1 そうすると、鍵を渡した時点においては、そういった関係の成立は遅くとも認められるのだということですね。

D はい。

R1 押さえ方としてはそう言っていいだらうと思います。Cさん、いかがですか。

C やはり鍵を渡したことがポイントになるでしょうね。

R1 積極的証拠、まさに事実としてはそういうことなんですね。

C とぼければいくらでもとぼけられるようなことですがけれども、実際に鍵を渡したことは事実です。事実というのは動かせませんので、そのころからは共謀の成立はあったと

ということでしょうかね。

R1 鍵を渡した点についての被告人の弁明はやはり信用できない。

C 殺意がないのではないかとこのところで引っ掛かるんです。殺意が見当たらないというのが、だんだん徐々に実態として殺害を行ったということがあるけれども、浮気しようが、暴力を振るおうが、積極的に殺意があったとは考えられない。

R1 その点は殺意の動機としては不十分ではないかということですね。

C 最初は成立するような話をしましたけれども、こうやって話し合ってみると、殺意がはっきり見えない段階では、共謀共同正犯の殺人犯としては無理ではないかと思うんです。

A 最初に動機があって、そのために行動を見つけるというのも一つのやり方でしょうけれども、小さい行動が見つかったお陰で動機が変わった。おそらくこれはその場合だと思います。被告人の行動のどれを見ても、普通だったら殺人という話になれば少しでも止めようとするはずですが、その行動はひとつもしていないわけです。だから殺意があったとは確かに言い切れないけど、自分でなくて人にして欲しいという動機なら……。

R1 皆さんのお話を聞いていて、結局、専門的な立場から殺意とはいったい何なのかという話をしようと思います。殺意の段階というのは、非常に意欲的な殺意、意欲的とは言わないまでも殺意、殺してやるという確定の殺意、それから殺して構わないといったような未必の故意、そういういろいろな段階的な殺意の内容があります。そういった面では、Cさんがおっしゃるように意欲的殺意の動機としては不十分けれども、最終的にはそういうことで殺しも止むを得ないのだという消極的な意味を含めての殺意。Bさんから先ほどご指摘のあったような程度のもので、意欲殺意ではない、確定殺意ないしは未必の故意の中間的なところまでを含めての殺意といったものは容認したわけです。殺意を容認したという意味でも、意欲的な殺意と、そうでもない確定の殺意と言ってもいいかもしれませんが、そういう段階的な殺意があります。殺意自体の成立の要件は、いちばん低い未必の殺意でも、その要件を満たす殺意ということではあります。有る無しの動機として十分かどうかという点についての殺意を考えると、意欲的な殺意だけを頭に置いていたら間違いです。

B ただこれは、鍵を渡したけれども、実行するかどうかについてはちょっと不安定でしたよね。実行するかどうかはわからない。合図を送っても、それをやるかどうかはわからない。そういう不安定要素があまりにも大き過ぎるような気がするんです。ですから、私は最初に言いましたように、そうなってもいいというか、それを自分の中で認めることはできても、鍵を渡したからといってやるかどうかは、その時点でははっきりしていませんし……。

R1 そうでしょうか。

B ええ。合図も送ったからといってやるかどうかははっきりしていません。ただ、私がいちばんまずいと思うのは、殺したあとそのままゴルフに行ってしまったことです。それが最後に、自分がもっと積極的に関わっていたと思わせる要素ではないか。だから、あそこで違った行動をとっていたら、いま言っていることはもっと高い確率で証明できるのではないかという気がします。あそこで平気でゴルフに行ってしまったことが、逆にちょっとまずかったかなと思います。

R1 R3さん、どう思われますか。

R3 やはり自分がその話に関わっていたということで、発覚を恐れる気持ちがあるわけです。被告人のストーリーから言えば「やるとは思っていませんでした」というのが、いきなり押し入って実際にやってしまった。「あ、この計画、自分も知っている」という話になったら、その時点から逃げる。

R1 やはり逃げますね。

R3 これは自然な心の動きだと思います。

R1 ああ、それが自然な動き。だから僕は、事後的な行為は評価するほどではないという気がしています（笑）。確かに人間的には非難を受ける行為ではあったにしても、しかし実際、犯罪的なものに何らかの関わりを持った以上、そういう事態が発生したあと、そういう行為をとるといえることは、人間として自然な行為の範疇の一つである。したがって、その人間の行為そのものを重視すると間違うと思います。

R3 逆の方に出ていられれば別です。そこで通報していたとか、例えばそういう事情があったら、その前に関わっていなかったと言っていて、通報までしているのでしょうかという話ができると思うんです。

R1 だから、そのところがどういう説明の根拠になり得るわけですか。ではどちらかという決め手が何かあるかということになると非常に難しいわけです。ただ、先ほどご指摘があったように、鍵を渡して、実行の際には合図の打ち合わせをした。それだからといって実行に曖昧さを残していたというのは、どこに曖昧さがあるのかという点はちょっと疑問なんです。

B 殺人をしなさいというか、そういう形でどういう形なのかわからないのであれなのですが、やるかやらないかということに対して確実性が……。例えば私その女の人の立場だったら、鍵は渡したものの、本当にしてくれるのかどうかというのはどこにも保証はないわけです。何か人質をとっているとか、テレビで言うとそんな形なのでしょうけれども、そういうのはないですし、ただただやる人達の自主性に任せている。合図は送ったけれど、その合図を見て突然躊躇することだってあるかもしれません。だから、そういう不安定さというのは……。

R1 そういう意味の不安定さというのは、事柄は全てあるわけです。だからといって、鍵を渡した行為とか、ああいう、それについての打ち合わせをしたからといって行われないうらうという、否定的な要素にはならないわけでしょう。

B それはいちおう行われるかもしれないとは思っているけど……。

R1 かもしれないというよりも、むしろ行われるであろうという。

B だから、かもしれないというのはちょっと弱いのではないかと思います。

R2 先ほどの話に戻りますけれども、まさにBさんがおっしゃっているのは、要は確定的なのか、どこまでが……。けっこう蓋然性というか、可能性の問題に関わってくるのかなと思います。例えば鍵を渡したり合図を取り決めることによって、少なくとも殺害をするほうには近づいているわけですね、可能性が。それは非常に弱いけど、もしかしたらするかもしれないというところまではあったのだろう。そこまでを殺意に含めると、やはり殺意には含まれるのではないかという気がするんです。ところが、渡したけれども、まさかやるまいと思っていた。その「まさかやるまい」という気持ちが強いと、殺意とも

言えないという思いがあって、どこまでの蓋然性を認識していたかということに関係してくるような気がします。

B 全く無罪ではないと思います。ただ、そう主犯みたいに話を持っていくのはちょっときついなと思います。

R1 程度の問題ね。

B ええ。

R3 どっちの言っていることが本当なのか、ストーリーは二つあったわけです。

B 迷ったら無罪というのはどうも（笑）。初めてなのでわからないのです。少しでも程度に疑問が生じて、それは迷いのうちに入れていいのかどうか。主張していることと、程度の問題であれ違うのであればそれも迷いのうちで、入れてよければ、そこは納得できないというのが僕の感じです。

R1 だから、共謀共同正犯というか、いわゆる共犯の場合、その共謀関係が成立してしまいますよね。それから、その共謀に基づいて実行行為に一つの流れがあっているいろいろな行為が行われます。そうすると、計画に参画した人はその計画に従って流れていく過程において、共謀からの責任を逃れるためにその共謀の実行行為を阻止しなければ、有罪性を外せないという原則があるんです。共犯からの離脱です。だから共犯の離脱を、おっしゃるような形で無罪の方向を考えるとすれば、むしろ共犯が成り立っていないのだということと言わないといけません。謀議がそこまで発展的かどうか不確定だから、共謀にはならないのだというのなら別になるんだけどね。共謀はあるのだけでも、そこまで実際に行われるかどうかは不確定だから、責任を軽減するとかというわけにはいかない。それは法律論、共犯の理論、共犯の離脱という意味でね。

R3 一つ議論を変えたい。

R1 どういう意味？

R3 私が一つ引っ掛かっているのは、9月8日に実行日を設定したという点が、いくつかのポイントのうちの一つかなと思います。なぜ9月8日にしたのか。しかも、被告人のほうの提案で9月8日になった。検察官はそのようなストーリーです。その検察官のストーリーと、弁護側が言っている「いや、その立論には無理があります。三枝が一人でやったというほうが素直です」という論旨だと思うのですが。

R2 ではAさん。

A おそらくどっちも、特に三枝は自分が主犯というのは言いたくない発言だと思います。だから、9月8日というのもどちらにも理由がある。特に三枝のほうには、土地の問題という理由があって、9月8日にすることでどっちも自分が主犯から逃れられる。

R3 被告人はそうでしょうか。

A だから、三枝が9月8日にするといえば、その日までに山口を殺したいという動機…。

R3 被告人は9月8日にしようと言って、その日に実際、被害者と一緒に家にいたということが考えられるかなと思うんですね。

R2 9月8日のゴルフをしている最中に亡くなったという立証ができれば、被告人のアリバイができるんですね。でも、被告人とその日一緒に寝ているわけです（笑）。寝ている最中に連れて行かれたのだから、どう考えたってこの人は、ゴルフに行ってもアリ

バイにはならないのではないかという気がしたんです。

R1 あまりにもちょっとおかしいですね。

B これは私の聞き間違いかもしれませんが、実際に覆面をしていて誰かわからないわけですから。ということは、一緒にいる人も殺される可能性はないことはないですね。ましてや最初の冗談みたいな話として組織に頼んでどうのこうのという話からすると、そのところにちょっと。

R3 9月8日の必然性というのは三枝にしかないかなと思ったのですね。

B ええ。その話とは直接関係ないのですが、自分の先祖の土地とか言っても、なくなるというのは物凄く大きな要素だと思うんです。

R1 ただあの点は、土地の問題はすでに担保に取られて、ただの追加担保みたいなものだった。追加担保にすること自体は、それこそ不都合なことはないのだと言われてしまうと……。

R2 いや、そうなんです。だから検察官の立論が……。論告のとき検察官が、確か最後に、「あの土地はどうでもいい土地で」という話なんですよ。

R3 最後はそこまでしかできなかったんです。

R1 だから、立証としてはそれほどでもなかったのかな。

R3 立証では出てきていないような気がします。

R2 だから、検察官はそう言わずに余地を広げて、「三枝にとっても利害関係はあったのだ」としておいてもよかったですと思います。「三枝に殺意があった」としておけばいいのを……。

R1 とにかく検察官の立証行為というものが、捜査の過程からすると、まず三枝の供述が基本になっているということです。三枝というのは共犯者。共犯者の自白の信用性というものは、たしかに弁護人のご指摘の通り半分の証明だというようなことが言われ、共犯者相互の供述が一致して初めて信用性があるのだと言われるくらいなのです。それが一般的に言われているわけで、実際の実務では、共犯者の供述は独立した証明力を持っているという扱いになっています。そういう面はあるけれども、共犯者の供述の信用性というものは、十分注意して掛からないと危ない。他の共犯者に責任を覆い被せるという、そういった動機がどうしてもあるわけです。そういう面から考えていって、犯行日の指定の供述の信用性については、そういう観点からの吟味というのは相当厳密に行われる。

そういった意味では、これは先ほどから動機で問題があったようですけども、被告人にもそれなりに動機と言えは動機みたいなものがないではない。一方、三枝のほうには三枝独自の犯行動機というものがあります。その二つの動機は同じものではないわけです。そういうのがあるところで一致して犯行計画が行われたというのが主張です。だから、それとの絡みの中から犯行日の指定がどうなっているのかというときに、検察が得られた犯行日の指定については、被告人からの自分のアリバイ作りのために指定したというけれど。しかし、そのアリバイも、それを得られた当時は、実際にはアリバイにはならない行為なんです。その辺のところは必ずしも言い切れないわけです。

ただ、犯行日の指定については、そういった面では極めてファジーな感じだという気はします。どっちが言い出したのか。だからといって、その犯行日の指定がどっちみち9月8日だという点については、特に双方に異論はない。ただ、どっちが言い出したことの違

いだけです。だけど、どっちが言い出したにしろ9月8日であることについては、両方もそれを認め、かつまたその日に実行されていることからすれば、犯行日をどちらが言い出したにしても、有罪無罪を決めることは、それほど直接的な関係はないのだというふうに思える。どうでしょう。

R3 そうですかねえ。いや、私は何か……。

R2 検察官がどうしても主犯性というか、主犯格がどっちかというほうに力点を置き過ぎている。

R1 うん、そういう感じですね。

R2 ですね。だから、決定はどちらから言い出したのかということに重きを置くけれども、9月8日の犯行日は、別に三枝の利害関係を決めてもいいんですね。それで別に被告人のほうの正犯性がなくなるわけでもない。

R1 ただ、一般的に三枝が言っている供述と被告人の言っている供述とは、どちらのほうにこの事件との絡みで信用性が高いかとやられてしまうと、どうも全体の声からすると、三枝のほうの信用性が高い。犯罪に結び付く可能性、こちらのほうが高いということになってしまうと、争いがある点の供述についても否定していると考えたよりも肯定していると考えたほうが無理ではないのかというような心証が働きがちな面があります。

R2 一つ弁護人のほうからの質問で、いま三枝は公判審理中で自分自身の判決待ちの状態です。量刑上の問題から言えば、はっきり言えば自分が主犯ではないほうがいいわけですが、そういった点も信用性のほうで考えていいのか。そのときに、R1 先生からもお話があったように、犯罪自体を認めている人間と犯罪自体を否定している人間とどっちが信用できるかという点では、いちおう三枝は自分がやったということは認めている。そうすると、やっていないと言っている人間と比べると信用性はあるのかなという気はします。

R1 だから、認めている人間が、自分の責任を軽減するために引っ張り込む動機というものがある。そういうことからねじ曲げて供述をする。そこに共犯者の離脱の問題としての結論があるわけです。ただ、有罪であることから免れない人間は、むやみやたらに自分のやった行為を否定する方向にはあまり言わないのではないかと。信用性に近いものを話すだろうというような推定が働くかどうかです。いまみたいに水掛け論的に対立した証拠というのがあるんです。だいたい今日みたいな証拠調べがあったあと、そこで出てきた心証形成上の問題点を整理したうえで、さらにその補充立証をやって少し批判をとるとというのが普通の審理です。しかし、それをここで言うのは……（笑）

R3 できないので。

R1 ああしなければならぬということになってくると、やはり合理的な疑いみたいなものは、ある部分については被告人に不利益判断はできるだけ避ける前提で合議をまとめていかなければならないわけです。

R2 どちらにしても、検察官のストーリーとはだいぶ違うかなという気はします。

B 何かすっきりしないのが残ったら、それは被告の有利にしなければいけないというようなお話が最初にあったようですが、私の中ではすっきりしない部分がけっこうあります。そういう場合はそのように判断するのかわからないわけです。

R2 すっきりしない程度の問題で、合理的な疑問といえる範囲のことかどうかで判断せざるを得ない。

R1 そろそろまとめに入らなければいけない時間が来たようですので、いちおう論点を整理させていただきます。

これが無罪であれば問題はないのですが、もし有罪の判断がされると量刑判断に入ります。

C 殺人幫助みたいな考えはできないのでしょうか。

R2 さっき言った逆説のような格好で。

R1 幫助という考え方をなさるなら。それは共謀が成立していなければ、幫助の範囲内で成立。じゃ幫助というのはなぜ幫助と認めるかということです。少なくとも正犯まではいっていないから幫助だという、そういう消極的な意味合いの幫助になるのかな。

C 殺意は認められないけれども、殺人を手伝った……。

R1 いやいや、殺意が認められないということになってしまうと、これは殺人の、幫助それ自体が変わってくるんです。あ、自分の殺意がない。

C ええ。

R1 しかし、他人が殺意をもってやることについて手助けをしたという意味ですね。

R2 そうすると今度は、どうして手助けしたのかという問題になって（笑）、三枝さんが殺すのを手伝うというふうに。

R1 結局、本人がやはりそれを容認しているからだということになると思います。

R2 ここは評議から外してもらいたいのですが、三枝さんと被告人との間にまた新たな情交関係ができて（笑）、パチンコ屋も確かあれでしょ、関係ですよ。

B だからそれは、もともと出てこないわけですよ。そういうのがもし別な要素としてあれば、この話はまた別になってきます。

R1 それはないことが前提ですから。

R2 ないことが前提ですけどね（笑）。これは全く余談です。

R3 法廷に出ただけを論じているのだから。

B そうしたら、経営権の委譲という…、ありますよね。2人でパチンコ屋さんを経営する。ストーリーとしては。

R1 やはり背景にはそういうような問題は推測されるんですよ。そういった面でもかんでも。

R2 そういうのがあると、だいぶ動機の点がはっきりしてくると思います。

B そうしたらもう全部辻褄が合いますね。

R2 合いますものね。

R3 山口がいなくなれば。

B ええ、いなくなれば、片方は借金を返せる。片方は消極的ではなくて、ちゃんと経営権を持って、真面目な人間が自分の旦那さんになるわけです。今までの暴力的な旦那ではなく、PTAの役員をするような人が自分の旦那さんになれるんだと。それはそれで理想の方向になる。

R2 なりますものね。

B その部分が全く外されているから……（笑）

R3 それではね。

R2 うん、そうしてくれていたら、はっきり決まりすぎるかもしれない（笑）

R3 そのようにならないかもね。

B こういう話し合いが成り立たないかなあと思っているんです。

R3 決定的なのね。

R1 だからこの欠点はね、生の事件からヒントを得た一つの創作だということで裁判のシナリオが作られているわけです。生の事件とここで出す結論が違ったというよりも、前提が違うわけですから、それは気にすることはないと思います。だからあくまでも裁判というのは、法廷に表れた証拠で判断をする以外にありません。しかも、被告人が有罪だという検察官の立証が、法廷に表れた証拠によってどこまで証明されたかという、その証明の程度によって被告人の有罪性を決め、かつその責任の限度を決めなければいけない。

結局、求刑は10年ですね。殺人事件の量刑というのは、動機を非常に重視しています。それから、共謀関係でも、実際には暴力団の親玉が計画して、実行犯がその手先になったというときには、面白い。いわゆる共謀関係の中身という被告人の役割をどう見るかということが、量刑判断の材料になる。検察官の興味というのは、論告にもあったように、この事件の首謀者は被告人であるという前提で決めている。しかし、先ほど来のお話だと、被告人は首謀者ではなさそうだとということになってくると、じゃ三枝と被告人との量刑判断をどうするか。これがつまり量刑判断の大きな意味を持ってきます。じゃないでしょうか。

R2 有罪としても、動機の点でかなり弱いから……。幫助行為に近いぐらいのところかと思います。幫助の成立。

B 検察官が主張しきれないとするのであれば、別な罪にするのか、それとも検察官の主張は無理があるという形で、軍配は無罪になるんですかね。

R2 だから、検察官のストーリーと若干食い違いがあっても、最終的に正犯性が認められている場合はどちらでもいいわけです。検察官はこう言っても、実はこういうふうになっていないと。例えば主犯格とは見ないけれど、言われている、やや地位としては低い立場でも全体として見ると正犯だというふうに見たら、それは有罪としていいわけです。

B それはいいんですか。

R1 そうです。だから、共同正犯の中での責任のウエートというものを考えていく。

〔各自記入・投票〕

R1 裁判官のほうは、有罪2、無罪1。裁判員の方のご意見は、全員有罪です。裁判体全体の結論としては、3分の2以上の有罪の票決があるので、被告人は有罪という結論になりました。だいたいどれくらいの量刑が相場だと思いますか。

B どうやっても主張の部分がちょっと強過ぎるのではないか。だから、どんな場合でも、有罪か無罪かということになったらあれでしょうけれど、基準はわかりませんが、物凄く低いのではないかと思います。

R3 感覚として。

B 感覚としては、最低に近いのではないかと思います。

R3 3年間で。

B 3年が最低だと3年。

R2 量刑は感覚で決めるんですか。

R1 量刑判断は、感覚と言うとちょっと語弊があるけれども（笑）、よく言われる量刑

相場というものがあります。いったい量刑相場というのは何なのだというと、結局、今までの裁判例の中で出てきた量刑の数量的な統計あたりでやっています。そういうものを決めた背景状況は、いったいどういう量刑要素が加わってどういう結論になっているのかという、そういうようなものです。殺人事件の量刑相場で 10 年という求刑自体はそれほど重い刑ではないと思います。